

# 宮崎県公報

平成27年5月21日(木曜日) 第 2693 号

峼 発 行

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

頁 ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の 3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部 を改正する告示……………(人事課) 1 ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事 が定める金額の一部を改正する告示……… ( // ) 2 ○指定居宅サービス事業者の指定………(長寿介護課) 3 ○指定居宅介護支援事業者の指定…………( ″ )4 ○指定介護予防サービス事業者の指定…………( // / / / / / / / / / / 4

○指定居宅介護支援事業の廃止(長寿介護課)	5
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい福祉課)	5
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( ″ )	5
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称	
の変更・・・・・・ ( // )	6
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在	
地の変更・・・・・・・( ″ )	6
○林業種苗生産事業者の登録・・・・・・・・・・・(森林経営課)	6
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施(医療薬務課)	6
○平成27年度家畜商講習会の開催(畜産振興課)	6
正誤	
○平成27年 3 月19日付け県公報(第2676号)中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

#### 宮崎県告示第 345号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額( 平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 │5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額|欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	<u>6,524円</u>	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	<u>6,708円</u>	24,532円
50歳以上55歳未満	<u>6,375円</u>	25, 376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19, 167円
65歳以上70歳未満	[略]	15,001円
70歳以上	[略]	13,040円

改正後

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 及び同表の右欄に掲げる額とする。

0月次の日間で15万で成亡する。					
年齢階層	最低限度額	最高限度額			
20歳未満	<u>4,475円</u>	13,005円			
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円			
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円			
30歳以上35歳未満	6,069円	16, 192円			
35歳以上40歳未満	<u>6,475円</u>	18,680円			
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円			
45歳以上50歳未満	6,654円	23, 984円			
50歳以上55歳未満	6,474円	25, 191円			
55歳以上60歳未満	5,878円	24, 139円			
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円			
65歳以上70歳未満	[略]	15,991円			
70歳以上	[略]	13,005円			

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2 第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満 の項、40歳以上45歳未満の項、50歳以上55歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、55歳以上60 歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規定は、平成27年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 改正後の告示の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、50歳以上55歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項 の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規 定は、平成27年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基 礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎 額については、なお従前の例による。

#### 宮崎県告示第 346号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ | 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状 介護を受けた日の区分 金額 態の区分 常時介護を要す 1 [略] その月における介 る状態 護に要する費用と して支出された費 用の額(その額が 10万 4,290円を超 えるときは、10万 4,290円) 2 一の月に親族又は 月額 5万 6,600円 これに準ずる者によし(新たに介護補償 る介護を受けた日が | を支給すべき事由 あるとき(その月に)が生じた月にあっ 介護に要する費用をしては、介護に要す 支出して介護を受ける費用として支出 た日がある場合にあしされた額) っては、当該介護に 要する費用として支 出された額が5万6 <u>,600円</u>以下であると きに限る。)。 随時介護を要す 1 [略] その月における介 る状態 護に要する費用と して支出された費 用の額(その額が 5万2,150円を超 えるときは、5万 2,150円) 2 一の月に親族又は 月額2万8,300円 これに準ずる者によ (新たに介護補償 る介護を受けた日が を支給すべき事由

あるとき(その月に)が生じた月にあっ

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする

改正後

ける介 費用と れた費 の額が
費用とれた費
費用とれた費
れた費
の額が
円を超
、 <u>10万</u>
,790円
護補償
き事由
にあっ
に要す
て支出
ける介
費用と
れた費
の額が
円を超
、 <u>5万</u>
,400円
護補償
き事由
にあっ

介	護に要する費用を	ては、介護に要す		介護に要する費用を	ては、介護に要す	
支	医出して介護を受け	る費用として支出		支出して介護を受け	る費用として支出	
	日がある場合にあ	された額)		た日がある場合にあ	された額)	
	ては、当該介護に			っては、当該介護に		
要	草する費用として支			要する費用として支		
	lされた額が <u>2万8</u>			出された額が <u>2万</u> 8		
, 9	<u>300円</u> 以下であると			<u>, 400円</u> 以下であると		
<b> </b>	に限る。)。			きに限る。)。		

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。 (経過措置)

2 改正後の告示の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

#### 宮崎県告示第 347号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定居宅	サービス 養 所		サービス 業 者	指定	サービスの	
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4562090086	訪問看護ステーション花ほたる	宮崎県児湯郡川南 町川南 20208番地 1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成27年4月1日	訪問看護	
4562090102	訪問看護ステーションLife	宮崎県児湯郡木城 町椎木字出店4161 番地	株式会社RE-P LUS	宮崎県児湯郡木城 町椎木1771番地1	平成27年4月1日	訪問看護	
4570302408	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市稲葉 崎町五丁目 716番 地73	平成27年4月1日	訪問介護	
4572101170	野々花	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷山三ヶ41 75番地	合同会社ライフパ ートナー縁	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷山三ヶ41 75番地	平成27年4月1日	訪問介護	
4572101196	そよ風ステーショ ン	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12	特定非営利活動法 人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門 川町宮ヶ原五丁目 13番地	平成27年4月1日	訪問介護	
4570302390	通所介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市稲葉 崎町五丁目 716番 地73	平成27年4月1日	通所介護	
4572101188	そよ風デイサービ ス	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2-12	特定非営利活動法 人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門 川町宮ヶ原五丁目 13番地	平成27年4月1日	通所介護	
4570203564	特別養護老人ホー ム長遊園 2 号館	宮崎県都城市高野 町2900番地	社会福祉法人莞爾会	宮崎県都城市高野 町2900番地	平成27年4月1日	短期入所生活介 護	
4570203572	特別養護老人ホー ム長遊園	宮崎県都城市高野 町2900番地	社会福祉法人莞爾 会	宮崎県都城市高野 町2900番地	平成27年4月1日	短期入所生活介 護	
4570800658	デイサービス ク アアルク	宮崎県西都市妻16 47番地	ハートランド株式 会社	宮崎県宮崎市恒久 559番地 6	平成27年 4 月 4 日	通所介護	
4562090110	訪問看護ステーション あみぃ	宮崎県児湯郡都農町川北5548番地1	株式会社フクシア	宮崎県児湯郡都農町川北6977番地4	平成27年4月6日	訪問看護	
		., ,,,а. то д. а. т		у, п,ет-т д ч			

# 平成 27 年 5 月 21 日 (木曜日) 第 2693 号 宮崎県公報

4570203580	デイサービスひな たば	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	株式会社結	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	平成27年4月10日	通所介護
4570203606	デイサービス よ こいち	宮崎県都城市横市 町5876番地 9	株式会社トータル ・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成27年 4 月13日	通所介護
4570302416	ヘルパーステーション アリア	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 13	株式会社Font e	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 1	平成27年 4 月14日	訪問介護

#### 宮崎県告示第 348号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保		介護支援 業 所		介護支援 業 者	指定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570203598	居宅介護支援事業 所あじさい	宮崎県都城市下川 東一丁目3575-6	合同会社花鳥風月	宮崎県都城市下川 東一丁目3575-6	平成27年 4 月20日	居宅介護支援

#### 宮崎県告示第 349号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指 定 介サービス	護 予 防 事 業 所	指 定 介サービン	護 予 防ス 事 業 者	指 定	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4562090086	訪問看護ステーション花ほたる	宮崎県児湯郡川南 町川南 20208番地 1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成27年4月1日	介護予防訪問看 護
4562090102	訪問看護ステーションLife	宮崎県児湯郡木城 町椎木字出店4161 番地	株式会社RE-P LUS	宮崎県児湯郡木城 町椎木1771番地 1	平成27年4月1日	介護予防訪問看 護
4570302408	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和 町3丁目30番	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市稲葉 崎町五丁目 716番 地73	平成27年4月1日	介護予防訪問介護
4572101170	野々花	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷山三ヶ41 75番地	合同会社ライフパ ートナー縁	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷山三ヶ41 75番地	平成27年4月1日	介護予防訪問介 護
4572101196	そよ風ステーショ ン	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12	特定非営利活動法 人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門 川町宮ヶ原五丁目 13番地	平成27年4月1日	介護予防訪問介 護
4570302390	通所介護事業所櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市稲葉 崎町五丁目 716番 地73	平成27年4月1日	介護予防通所介 護
4572101188	そよ風デイサービ ス	宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2-12	特定非営利活動法 人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門 川町宮ヶ原五丁目 13番地	平成27年4月1日	介護予防通所介 護
4570203564	特別養護老人ホー ム長遊園 2 号館	宮崎県都城市高野 町2900番地	社会福祉法人莞爾 会	宮崎県都城市高野 町2900番地	平成27年4月1日	介護予防短期入 所生活介護
4570203572	特別養護老人ホー	宮崎県都城市高野	社会福祉法人莞爾	宮崎県都城市高野	平成27年4月1日	介護予防短期入

	ム長遊園	町2900番地	会	町2900番地		所生活介護
4570800658	デイサービス ク アアルク	宮崎県西都市妻16 47番地	ハートランド株式 会社	宮崎県宮崎市恒久 559番地 6	平成27年4月4日	介護予防通所介 護
4562090110	訪問看護ステーション あみぃ	宮崎県児湯郡都農町川北5548番地1	株式会社フクシア	宮崎県児湯郡都農町川北6977番地4	平成27年4月6日	介護予防訪問看 護
4570203580	デイサービスひな たば	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	株式会社結	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	平成27年 4 月10日	介護予防通所介護
4570203606	デイサービス よ こいち	宮崎県都城市横市 町5876番地 9	株式会社トータル ・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成27年4月13日	介護予防通所介 護
4570302416	ヘルパーステーション アリア	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 13	株式会社Font e	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 1	平成27年 4 月14日	介護予防訪問介護

#### 宮崎県告示第 350号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	V	介護支援 紫 所		介護支援 と 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570200727	居宅介護支援コスモス	宮崎県都城市豊満町 827-1	医療法人社団三学 会安藤胃腸科外科 医院	宮崎県都城市豊満町 827-1	平成27年 4 月30日	居宅介護支援
4572000992	居宅介護支援事業 所すみれ	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成27年4月30日	居宅介護支援

### 宮崎県告示第 351号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Œ	医師の氏名 -			従事する医	療機関	診療科目	指定年月日
P	Z tath o	714		名 称	所在地	砂原竹日	1日比平月口
村	岡	良	朗	国民健康保 険高原病院	高原町	内科	平成27年 5 月 1 日
田	村	公	1	一般社団法 人藤元メデ ィカルシス テム藤元総 合病院	都城市	外科	平成27年 5月1日
水	野	圭	子	一般社団法 人藤元メデ ィカルシス テム藤元総 合病院	都城市	呼吸器内科	平成27年 5 月 1 日

管		博	美	独立行政法 人国立病院 機構宮崎病 院	川南町	小児科	平成27年 5 月 1 日
植	ЛП	和	利	独立行政法 人国立病院 機構宮崎病 院	川南町	神経内科	平成27年 5 月 1 日
海	田	博	志	都城市郡医 師会病院	都城市	整形外科	平成27年 5 月 1 日
増	元	大	祐	都城市郡医師会病院	都城市	循環器内 科	平成27年 5 月 1 日

#### 宮崎県告示第 352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県公報

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録	生産事業者の氏名	生産	事業の内容	事業所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1314	南那珂森林組合 串間市大字串間23 24番地 1	採取 • 精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	南那珂森林組合 串間市大字串間23 24番地 1

# 公告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

平成27年8月4日 (火曜日) 午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1

JA・AZMホール

3 受験願書の受付期間

平成27年6月8日(月曜日)から6月19日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、郵送の場合は、6月19日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療 薬務課薬務対策室(電話0985 (26) 7060) に問い合わせること。

家畜商法(昭和24年法律第 208号)第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成27年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

開催月日	場所	時 間
平成27年	宮崎市橘通東2丁目10番	受付 午前8時30分から
8月24日	1号	講習 午前9時から
及び25日	宮崎県庁 6 号館 612号室	午後5時まで

#### 2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4 時間

(2) 家畜の品種及び特徴

4 時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 講習を受けることができる者

今後、家畜の取引業務を営もうとする者(資格のいかんを問わない。)

4 受講の手続

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
きたうら薬局	延岡市	薬局	平成27年 5月1日
二葉薬局 野尻	小林市	薬局	平成27年 5月1日
二葉薬局 小林中央店	小林市	薬局	平成27年 5月1日
二葉薬局 松橋	宮崎市	薬局	平成27年 5月1日

#### 宮崎県告示第 353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	名	称	変更
4 你	別在地	変更前	変更後	年月日
独立行政法人 国立病院機構 都城医療セン ター	都城市	独立行政法 人国立病院 機構都城病 院	独立行政法 人国立病院 機構都城医 療センター	平成27年 4月1日
医療法人芳明 会早稲田クリ ニック	宮崎市	医療法人芳 明会早稲田 内科神経科 医院	医療法人芳明会早稲田 クリニック	平成27年 4月1日

### 宮崎県告示第 354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在	変更		
石 你	別在地	変更前	変更後	年月日	
都城市郡医師 会病院	都城市	都城市大岩 田町5822番 地 3	都城市太郎 坊町1364番 地1	平成27年 4月1日	
宮崎ホームケ アクリニック	宮崎市	宮崎市丸山 2丁目 278 - 6	宮崎市江平 東1丁目1 -1	平成27年 4月1日	
宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでして3号館	宮崎市	宮崎市清武 町木原5269 - 6	宮崎市清武 町岡1丁目 28-11 高 野ⅢHAY ATE 1 F事務所	平成25年 10月25日	

#### 宮崎県告示第 355号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、 次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。 講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙(消印しないもの)と写真をはり、平成27年7月31日までに最寄りの農林振興局(西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁)に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産振興課(電話0985 (26) 7140)、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

## 正誤

平成27年3月19日付け県公報(第2676号)中

ページ	段	行	誤	正
2		42	北緯32度30分26.140 秒	北緯32度30分26.104 秒

平成 27 年 5 月 21 日 (木曜日) 第 2693 号	宮	崎	県	公	報